

学校経営のポイント

“学校の安全管理”に十分な気配りを

若井 彌一

学校の新年度が始まった。人事異動で新たな学校に移った教職員や、教諭等の職位から管理職に昇任した教職員、それぞれに新たな気持ちで新年度のスタートを切ったことであろう。新年度のご活躍とご多幸をお祈りしたい。

“学校保健安全法”時代の自覚を新たに

さて、新年度のスタートにあたり、ぜひとも強調しておきたいことがある。

それは、学校教職員は学校保健法から学校保健安全法の時代になって勤務しているということである。学校保健法が大幅改正されたのは、平成 20 年 6 月のことであった。

法律名称が「学校保健安全法」と改められたことに端的に示されているように、「学校安全」の事項がきわめて重視された改正であった。

学校設置者の学校安全に必要な措置努力義務(26条)を定めただけでなく、学校・校長に関しては学校安全計画の策定・実施義務(27条)、学校環境の安全確保義務(28条)、危険発生時対処要領の作成等の義務(29条)を課していることに、特段の注意を払い、法規定内容の実施について自覚的な取り組みをするようにしたい。

学校は、本来の教育機関としての役割を効果的に担っているのが望ましいが、現実には、その努力にもかかわらず、児童・生徒の負傷事故、場合によっては死亡事故や事件も、稀にはあるけれども発生する。それへの対応が求められている。

すでに新聞報道されているとおり、去る 3 月 30 日、東京地検は、東京都下の区立小学校の児童(男

子、当時 6 年)が学校の天窓の上で跳びはね、天窓が割れて転落・死亡した事故(平成 20 年 6 月 18 日)に関連して、校長と授業担当をしていた教諭の二人を業務上過失致死罪で略式起訴した(3 月 31 日『朝日新聞』『毎日新聞』など各紙報道)。

略式起訴は、比較的軽い刑事事件について、被疑者の異議がないことを確認したうえでとられる、刑事訴訟法上の略式手続きである(同法 461 条の 2 第 1 項)。

この手続きにより、簡易裁判所は略式命令により、「100 万円以下の罰金又は科料を科することができる」(461 条)。警視庁が二人を書類送検したのが平成 20 年 12 月のことであったから、その後、慎重に検討した結果、今回 3 月 30 日の略式起訴をしたものであろう。

東京地検の略式起訴(3 月 30 日)の重み

校長と教諭にとっては、類例と比較してもきわめて厳しい結果となったとの印象が強い。

学校保健法の改正前後から、学校保健・学校安全に関する学校教職員の理解や自覚を促す解説・論説が目につくようになってきたが、今回の略式起訴の事例も、学校関係者は他人事ではなく、いつ自校の問題として身に降りかかるかもしれないというくらいの自覚をもって内容を理解し、今後の学校安全の徹底に努めたい。校長・教諭等がわが身を守ることが最終目的ではなく、児童・生徒の安全な学校生活を実現するために、である。

(わかい・やいち = 上越教育大学長)

本紙は <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●好評発売中！ 学校保健・学校安全・学校給食の管理・運営の最新規準を示す！

『最新 学校保健安全ハンドブック』 渡邊正樹【編】 A5判 240頁 定価 2,520円

『スーパー教職大学院発進！』 上越教育大学【編】 A5判 280頁・定価 2,520円